

平成19年9月27日  
新潟市契約課

入札参加業者 各位

## 一般競争入札における指名停止及び営業停止 の取り扱い変更について（通知）

日頃より、入札・契約制度にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

本市では、「建設工事の一般競争入札（総合評価方式入札を含む）の入札参加資格要件」のうち「指名停止及び営業停止の取り扱い」を、平成19年9月27日公告分から、下記のとおり変更しますので、今後の入札参加におかれましては、ご注意をお願いします。

### 記

#### 1 変更内容

一般競争入札の入札参加資格の要件を平成19年9月27日公告分より変更します。

##### 変更後

「一般競争入札の公告日から契約（新潟市議会の議決に付すべき案件は議決日）までの間に新潟市から指名停止を受けていない者」

新潟市議会の議決に付すべき案件で仮契約の締結後、議決日までの間に指名停止を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約は締結しません。

##### 変更前

「一般競争入札の公告日から入札執行日までの間に新潟市から指名停止、及び建設業法の規定による営業停止を受けていない者」

営業停止については、新潟市の入札参加資格要件から除外しましたが、「建設業法上、営業停止期間中は行えない入札・契約に係る行為」がありますので、ご注意ください。